

別添3

分別管理及び書類管理方針書

(会社名) 株式会社 三菱地所住宅加工センター
(工場名) 千葉工場

平成25年11月1日作成

本方針書は、日本ツーバイフォー・ランバー J A S 協議会が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範（平成18年8月28日）」を受け、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社千葉工場において、合法木材を原材料として加工した製品の取扱に当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、千葉工場長 櫻井 直樹を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、合法木材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 原材料の入荷に当たっては、納品書等により合法木材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原材料の保管に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 加工に当たっては、合法木材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製品の出荷に当たっては、合法木材であることを確認の上、納品書に記載する。
- ・ 製品の保管に当たっては、合法木材を原材料として加工した製品と、それ以外の木材を原材料として加工した製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(書類管理)

- ・ 分別管理責任者は、合法木材及びそれ以外の木材に係る原材料消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 合法木材の出入荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上